

岩手県告示第368号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第929号）で公示した公共測量を終了した旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成28年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 九戸郡野田村野田地内
- 2 実施した期間 平成27年11月16日から平成28年3月9日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（数値図化・水準測量）